



人員不足できびしい現場だが……(繰込場で)

# 第一番の三交代化を強行

## 人員不足は深刻、時限ストライキで抗議

第一番制を廃止して三交代に編入する合理化提案は、当初四月六日から実施していましたが一時延期のあと、本格的には何ら進展のないまま五月十一日から強行されました。限界にきている人員不足を一時的に補うための三交代化では、保安問題を含めて今後大きな問題を残すことから三池労組は強行当日、一番方から一時間五十分の時限ストライキを抗議しました。

二月十一日に提案された合理化の内容は、①組織機構の変更、②新石炭政策のもとで構造調整を坑内第一番の三交代化、③送電課の三直三交代化、などでしたが、角化と新分野の開拓を図り、さらに国内炭の生産を段階的に縮小が求められている中で、三井鉱山社、五月一日から鉄体制を廃止して本社の機構に集約し、五員会(検討)が継続されていますが、その内容については全く明らかにされていません。

このような状況のもとで、合理化案に対して抜本的な変更を求めた交渉で、今度の生産・人員計画、さらには具体的な保安対策を求めてきました。会社側は①当面、三井鉱山は現行の二三五万トン維持したい、②人員計画は成り行き人員で推移する(年間約一〇〇〇人の自然減の補充はしない)、③保安対策は万全を期したい、などの抽象的な回答に終始してきました。

現在、人員不足は各部門で限界にきており、過去の教訓からも保安確保を最優先的に対応することなしに安定換業を維持することはできません。

### 実施内容

会社が強行した三交代の具体的な実施内容は、①部内開発・開発仕組・通気は三交代とする。②機械・電気は今後三交代にする前提で当面二交代(一番方、二番方)とする。③常一に残留する職種も三交代にするための検討を進めていく。

三交代に編入される人員は、二交代を含めて百九十三人(うち三交代は百九十三人)で、新政策下での労働条件の在り方を示す件闘争として炭労の奮闘は、賃金ととも、賃金についてはきびしい経営環境にあるとしても、物価上昇率以上はアップさせるべきだと主張しました。

会社側は、①新政策の答申でも労働環境の整備が指摘されている。短期間に他産業並みに引き上げることは困難だが、労苦に耐えるよう努力する。②しかし、炭価引き下げや生産量減による大幅な減収の中でベースアップできる状況はない。などと弁明しました。

組合側は、この会社側の態度をきびしく追及し「誠意が見えず、重大な決意をしなければならぬ」とを継続設置することになった。

炭労は妥結の判断として、①賃金は物価上昇率と同等か、昨年の妥結水準にも及ばなかったが、これ以上の引き上げは困難であるとの判断。②災害補償は昨年並みの上積み。③時短は九月末に結論を出し、中央協定とする。さらに④最低賃金 坑内員六、六〇〇円(一七〇円上昇) 坑外員五、二六二円(一三六円上昇)

賃上げ推移・比較表 (円・%)

	石炭産業	上昇率	全産業	上昇率
1988	3,615	1.59	10,327	4.39
1989	5,369	2.32	12,448	5.11
1990	7,698	3.31	14,897	5.91
1991	7,801	3.23	14,526	5.66
1992	6,397	2.52	(未集計・5%前後)	

三池港務所の春闘交渉は、四月二十日から行われた結果、二十二日、基本給一人当たり平均一、〇〇〇円(四・六五%)で妥結しました。(他は略)

# 九二春闘、低額で妥結

## 新政策下での労働条件確立が急務

新石炭政策実施初年度の労働条件闘争として炭労の奮闘は、賃金ととも、賃金についてはきびしい経営環境にあるとしても、物価上昇率以上はアップさせるべきだと主張しました。

会社側は、①新政策の答申でも労働環境の整備が指摘されている。短期間に他産業並みに引き上げることは困難だが、労苦に耐えるよう努力する。②しかし、炭価引き下げや生産量減による大幅な減収の中でベースアップできる状況はない。などと弁明しました。

炭労は妥結の判断として、①賃金は物価上昇率と同等か、昨年の妥結水準にも及ばなかったが、これ以上の引き上げは困難であるとの判断。②災害補償は昨年並みの上積み。③時短は九月末に結論を出し、中央協定とする。さらに④最低賃金 坑内員六、六〇〇円(一七〇円上昇) 坑外員五、二六二円(一三六円上昇)

炭労は妥結の判断として、①賃金は物価上昇率と同等か、昨年の妥結水準にも及ばなかったが、これ以上の引き上げは困難であるとの判断。②災害補償は昨年並みの上積み。③時短は九月末に結論を出し、中央協定とする。さらに④最低賃金 坑内員六、六〇〇円(一七〇円上昇) 坑外員五、二六二円(一三六円上昇)

炭労は妥結の判断として、①賃金は物価上昇率と同等か、昨年の妥結水準にも及ばなかったが、これ以上の引き上げは困難であるとの判断。②災害補償は昨年並みの上積み。③時短は九月末に結論を出し、中央協定とする。さらに④最低賃金 坑内員六、六〇〇円(一七〇円上昇) 坑外員五、二六二円(一三六円上昇)

炭労は妥結の判断として、①賃金は物価上昇率と同等か、昨年の妥結水準にも及ばなかったが、これ以上の引き上げは困難であるとの判断。②災害補償は昨年並みの上積み。③時短は九月末に結論を出し、中央協定とする。さらに④最低賃金 坑内員六、六〇〇円(一七〇円上昇) 坑外員五、二六二円(一三六円上昇)



発行所 三池炭鉱労働組合 大牟田市入船町1番地 電話(53)3033-4 編集兼人 田口芳博 発行 半年間1,800円 送料共 振替口座番号 労働金庫大牟田支店 825-普通 2612963

五月五日 第十一回委員会  
五月十一日 炭保安調査団  
五月十四日 (太平洋・赤平)  
五月十二日 熊本県労働協同会  
五月十五日 荒尾国政選挙決起集会

五月十六日 執行部入坑点検  
五月十八日 年度末監査  
五月二十二日 炭労組織対策委員会  
五月二十三日 福岡県評定定期総会  
五月二十五日 熊本労働金庫定期総会  
五月二十六日 福岡労働金庫定期総会  
五月二十七日 保安委員会

# 保安団交開く

## 保安団交開く

四月二十八日、緊急申し入れ、さらに三交代合理化に伴う保安確保についての会社の態度を明らかにさせるための保安団交を行いました。

### 要求の要旨

①メタンガス着火事故発生と保安監督局への報告義務違反の理由と責任の所在。②今後もメタンガス発生が予測されるが、事前チェック態勢と、発生した場合の対策。③すべての災害・事故は文書で報告すること。また、その対策と類似災害の防止につとめること。④保安課、保安担当者の権限の強化と指導事項の改善と作業停止権の付与。⑤管理・チェック態勢と保安教育の在り方の検討。⑥施設、機器・機材の再点検の実施。⑦保安の見直し。⑧その他。

### 会社の新機構

今回の合理化によって五月一日から会社の機構が変更されました。従来の三池炭が三池炭業所に一本化され、鉱長・副長を廃止、本社の業務の大半が三池炭の構内に移り、旧第一鉱(元の三川鉱)に残るのは総務課と企画開発課だけとなりました。

### 石炭年金改定について

昨年の2月以来、石炭年金基金の改善について年金基金側と会社側に対し給付内容の改善を要求してきましたが、3月末に①終身年金を10%引き上げ、3月末に②終身年金を20%引き上げる③掛金を70%当たり20円引き下げる(現行70円を50円に)④5月1日に定款を変更し8月支給分(5、6、7月分)から実施する。などが提案され、了承されました。給付改善はたまたかの成果であり、なお今後の課題実現がのぞまれます。給付内容は右の表を参照して下さい。

☆終身年金(坑内員)10%引上げ

勤務期間	支給年金額(年額)	支給期間
15年~20年	78,000→85,800	55歳以降
20年以上	120,000→132,000	終身

☆有期年金(坑内員)20%引上げ

坑内員	支給年金額(年額)	支給期間
坑内員	212,400→254,880	60歳まで

☆有期年金(坑外員・女子)20%引上げ

女子の厚生年金受給者	支給年金額(年額)	支給期間
女子の厚生年金受給者	212,400→254,880	60歳まで
坑外員と女子の年金未受給者	424,800→509,760	

# 保安確保、職場環境改善は緊急の課題